

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	宇都宮市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	70-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/jumin/mynumber/gaiyo/1013816.html

執行機関名 宇都宮市長

妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	宇都宮市医療費助成に関する条例(昭和48年条例第11号)による医療費の助成に関する事務であつて市長が定めるもの(妊産婦)
②番号法別表第1の項	49	
③番号法別表第2の項	70	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宇都宮市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第1の項 宇都宮市医療費助成に関する条例(昭和48年条例第11号)による医療費の助成に関する事務であつて市長が定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法(昭和40年第141号)第1条	宇都宮市医療費助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母性並びに乳児及び幼児</u> の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。	この条例は、 <u>医療を受けた者</u> に対し、その負担すべき医療費の一部を市が助成することにより、 <u>市民の健康の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宇都宮市医療費助成に関する条例 宇都宮市医療費助成に関する条例施行規則